

熊本地震に伴う被災者窓口負担・減免特別措置を求める緊急要望

東京保険医協会
会長 鶴田 幸男

平成 28 年（2016 年）4 月 14 日から発生している熊本地震は、阪神・淡路大震災に匹敵する激しい揺れと度重なる余震によって多くの家屋が被災し、インフラが寸断されました。避難者は 10 万人以上、一部報道では 20 万人に達しているとも言われています（2016/4/16 毎日新聞）。指定避難所以外の場所で避難生活を送っている被災者も多く、また行政機関自身が被害を受けていることもあり、自治体ではすべてを把握し切れていないのが現状です。

国におかれましてはすでに取り組まれているところとは存じますが、一刻も早く、これら支援を必要とする被災者の状況把握を進めるための人員・物的支援を行い、被災者の元へ確実に支援物資を届けることが急務です。

私たちは、都内 5,400 人の保険医で構成する団体です。医療者の立場から、本日は被災者の生命と健康を守るために下記内容を緊急要望いたします。

被災者の医療費窓口負担に猶予・減免特別措置を講じること

先般、厚労省から事務連絡「平成 28 年熊本県熊本地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について（平成 28 年 4 月 15 日）」が発出され、被災者が保険証を携帯せずに受診しても保険診療扱いにできるとされました。しかし、今回の震災に伴う被害は甚大であり、住居の損壊のほか、ライフラインの寸断により被災者の日常生活には大きな負担がかかっています。度重なる余震を恐れて車中避難を続けた結果、エコノミークラス症候群で亡くなる方まで出てきており、避難所でのノロウイルス感染事例も複数報告されており、医療の必要性は今後ますます高まるばかりです。

治療を必要とする被災者が受診機会を逸することのないよう、被災者の医療費窓口負担については早急に、東日本大震災と同様、猶予・減免の特別措置（東日本大震災では実質免除）を実施することを要望します。

災害医療関連通知を被災自治体・被災者へ周知徹底すること

東日本大震災の際には、厚労省の各種被災者医療に関する通知は、5 月に入っても被災地に周知されていませんでした（宮城県石巻市雄勝など）。事務連絡を発出するだけでなく、被災地の関係各機関へ確実に直接情報が届くように周知徹底の対策を講じてください。

以上

【追記】4 月 22 日「平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」により、住宅全半壊等の被災者は 7 月末まで一部負担金の支払いが猶予されることとなりました。

対象者は、①熊本県全域の市町村国保、熊本県後期高齢者医療、②協会けんぽ、熊本県内に所在する健保組合（いずれも熊本県内に住所がある方）などです。①については一部負担金免除確定、②についての追加通知がどのように出るかは現段階では不明です。